

各市町教育委員会が教員、事務職員等の標準的職務を策定するための「職別標準的職務シート」を配布しました。また、学校管理規則等の改正を行うための情報提供として、文科省の通知を参照することを補足します。

県が通知した小中学校事務職員の標準的職務通知は、各市町が職務を定めるまでの参考通知に位置付けます。

教 義 第 8 5 6 号
令 和 7 年 1 月 3 0 日

各市町教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長

市町立小中学校教員、事務職員等の標準的職務について（通知）

このことについて、令和4年度から研究を重ねてきました「学校事務再編」の研究資料である「職別標準的職務シート」を令和7年1月30日付け教義第855号「学校経営における職と職務の再編「学校事務再編」について（通知）」にて配布しました。

ついては、貴市町教育委員会における、教員、事務職員等の標準的職務の策定に向け、貴市町教育委員会の実情に応じて、御活用ください。

なお、令和2年1月15日付け教義第791号「市町立小中学校事務職員の標準的職務の改正について（通知）」については、貴市町教育委員会から標準的職務に係る通知が発出されるまでの参考通知として取扱い願います。また、職務の明確化に当たっては、下記の通知を参照願います。

おって、本通知は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第48条及び第55条の2による支援としてお伝えする旨であることを申し添えます。

記

【参照通知】

○令和2年7月17日付け2初初企第14号

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」

○令和2年7月17日付け2初初企第15号

「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」

○令和5年7月5日付け5初健食第5号

「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）」

担 当 人 事 班
電話番号 054-221-3663